

学校生活の心得

- 高等学校に学ぶことの意義を自覚し、積極的に生活し、充実した日々を築くように心がける。
- 常に自己の行動に責任を持ち、能力を伸ばし、個性を行かせるような創造力を養うことを心がける。
- 人格の修養を目ざし、公德心を高め、広く有為な社会人となるように心がける。

第1章 校内生活

1. 生徒証・生徒手帳は必ず携帯する。
2. 時間を守る。
 - (1) 遅刻をしないように努める。
 - (2) 休み時間、下校時間を守る。下校時刻は17時である。ただし部活動で残る時は最終下校時刻は19時までとする。
 - (3) 早退する時は届け出をしてから早退する。
 - (4) 欠席・遅刻について、不測の場合には、当日学校に電話で連絡する。以後、登校した時に生徒手帳に理由等を記入し、担任に提出する。
3. 考査中の不正行為は堅く禁ずる。
4. 無断外出をしない。
5. 体育館履、グラウンドシューズの区別をつける。
6. 校内美化を心がけ、ゴミの分別収集を励行する。
7. 自転車通学は必ず登録をして許可を得る。
8. その他
 - (1) 集会の時は迅速に集まり、静粛に整列する。
 - (2) 所持品は記名し、遺失又は拾得した時は届ける。
 - (3) 必要以上の金銭は持参しない。
 - (4) 職員や外来者に対しては礼儀正しい態度で接する。
9. 授業中、担当者の指示がないかぎりスマートフォン等を使用しない。

第2章 校外生活

1. 自動二輪など自動車による通学登下校は絶対にしない。交通規則をしっかりと守る。また、制服での乗車もしない。
2. アルバイトをする場合は予め学校（担任）に届を提出する。
3. 高校生としてふさわしくない飲食店・娯楽施設への出入りはしない。
4. 補導の対象となるような行動は絶対にしない。
5. 万一事故などが発生したときは、速やかに学校に連絡する。

第3章 身だしなみ（服装等）（服装に関する規定を参照）

1. 登校する時は必ず本校の制服を着用し、品位を落とすような装いは慎む。
2. 髪は高校生らしい、清潔な髪形とし、染色・脱色は認めない。
3. 校章は常に定められた位置につける。

長期休業中の心得

健康管理

- (1) 生活のリズムを崩さず、規則正しい生活を心がけること。
- (2) うがいや手洗いなど、インフルエンザなどの感染症対策に心がけること。
- (3) 健康診断で受診を勧められた人は、休み中に受診すること。

学習

- (1) 自分に適した目標をたて、自主的・計画的な学習をすること。
- (2) 各教科からの課題は計画的に学習すること。
- (3) 不得意科目を克服するため復習を徹底すること。

交通安全

- (1) 交通ルールをしっかり守ること。
- (2) 自動車・オートバイ等による登下校は厳禁である。また、制服での乗車もしない。
- (3) 自転車乗車中の事故には十分注意すること。

不良行為

- (1) 飲酒・喫煙は絶対にしてはならない。
- (2) 薬物の乱用は絶対にしてはならない。
- (3) 風紀上好ましくない所や、危険な場所には出入りしてはならない。
- (4) スマートフォン等による、SNSを利用した個人情報の取扱いや安易な書き込みには十分注意し、トラブルや犯罪に巻き込まれないようにすること。

旅行・外出

- (1) 外出の際は、必ず家の人に行く先・帰宅時間・同行者等を連絡すること。
- (2) 23時以降の外出は、場合により歩道の対象となるので注意すること。※神奈川県青少年保護育成条例に定められています。
- (3) トラブル等にあった場合は、必ず警察・学校に連絡すること。
- (4) 高校生としての品位を落とさぬよう、服装や行動のは十分注意すること。
- (5) 交通機関の利用に際しては、不正乗車等をすることのないようにすること。

アルバイト

- (1) アルバイトは必ず保護者の許可を得て、事前に「アルバイト届」を担任に提出すること。
- (2) アルバイト先での風紀・安全問題に十分注意すること。

登校（部活動）

- (1) 登校の際は必ず「制服」を着用し、不要な金銭を持参しないこと。
- (2) 部活動をする際は貴重品の管理を徹底すること。また、部室を施錠しないまま無人の状態にしないこと。
- (3) 部活動は指定された教室を使用し、それ以外の教室には立ち入らぬこと。
- (4) 部活動中は体調管理に留意し、体調が悪くなった場合にはすぐに顧問の先生、日直の先生に連絡して対応してもらうこと。
- (5) 教室を使用した際は、その都度清掃を徹底し、外部より持ち込んだビン・カン等は各自で持ち帰ること。また、教室の備品を教室外に持ち出さぬこと。これに違反した場合は教室の使用を禁じることがあるので注意すること。

(6) 下校の際は、部室・教室の戸締り、消灯を確認し、正門を出る最終下校を厳守すること。

(7) 事故や盗難等が発生した場合は、直ちに日直の先生、顧問の先生に連絡すること。

その他

(1) 休業中に学校の許可や届けが必要となった場合は、担任の先生、または日直の先生に申し出ること。

(2) 本人、または近所に居住の本校生の身近に大きな変化（交通事故等）が生じた場合は、必ず学校に連絡すること。

連絡先 新城高等学校 〒211-0042 川崎市中原区下新城 1-14-1

電話 044-766-7456 職員室 7458（1年） 7438（2年） 7439（3年）

服装に関する規定

1. 本校制服

(1) 男子 冬季 上衣：黒詰衿学生服、衿に蛇腹付、本校指定の黒ボタン、地質はサージ、またはそれに類するもの、左衿に学年別衿章をつける。ただし、シャツは白ワイシャツとする。

ズボン：地質は上衣と同じ。変形したものは認めない。

ベスト：学校指定のVネックベストとする。

セーター：学校指定のVネックニットセーターとする。

夏季（6月～9月）

上着をぬぎ、白ワイシャツまたは白開衿シャツを着用する。白無地のポロシャツも可とする。

ズボン：色・デザインは冬服と同じものとする。

(2) 女子 冬季 上衣：学校指定シングル2ツボタンジャケットとする。色は濃紺、胸は箱ポケット、腰は雨蓋付き両玉縁ポケット、地質はサージ。左衿に学年別章をつける。ブラウスについては色は白、地質は木綿に類するもので、ワイシャツまたは衿付のブラウスとする。ただし、刺しゅう、フリル、レース等のついているものは認めない。

ベスト：学校指定のVネックベストとする。

セーター：学校指定のVネックニットセーターとする。

スカート：学校指定の濃紺のひだ数20のスカートとし、丈はひざ頭程度とする。地質、色は上衣と同じ。

ネクタイ、リボン：学校指定のネクタイまたはリボンとする。いずれかを着用するものとする。

ズボン：地質は上衣と同じ。変形したものは認めない。

夏季（6月～9月）

上着をぬぎ、白ワイシャツまたは、ブラウス（開衿を含む）。白無地のポロシャツも可とする。ベストを着用してもよい。

スカート・ズボン：色・デザインは冬服と同じものとする。

(3) 移行期について

夏服：5月1日～5月31日まで。

冬服：10月1日～10月31日まで。

移行期においては、冬季と夏季の制服を自由に組み合わせてよい。

2. 履物

通学用には、高校生らしい靴を用いる。

3. 体育着等

体育の授業には学校指定のものを着用する。

4. 防寒具

コート、マフラーは、高校生らしいものを使用する。

ベスト、セーターを着用する場合は、学校指定のものとする。

5. 異装

やむを得ない事由により、異装を必要とする場合は、異装届を担任に提出する。